

地域医療構想策定スケジュール（最短の場合）

| 月 | 医療審議会 | 圏域保健医療福祉推進会議 (地域医療構想調整ワーキンググループ) |
|--------------|--|---|
| 平成 27 年 3 | 医療審議会 (国のガイドライン及び本県における策定手順等) | |
| 4 | 県から医療審議会に策定を諮問 | |
| 5 | | |
| 6 | 国からデータの提供 | |
| 7 | 医療審議会医療体制部会 (データの共有・分析、構想区域の検討) | |
| 8 | | 圏域会議 (構想区域の検討、地域医療構想調整ワーキンググループの設置) ワーキンググループ (データの共有・分析等) |
| 9 | | |
| 10 | 医療審議会 (データの共有・分析、構想区域の設定) | |
| 11 | ↓ | |
| 12 | 医療審議会医療体制部会 (各医療機能の病床の必要量、構想を実現するための施策等) | |
| 平成 28 年 1 | | ワーキンググループ (各医療機能の病床の必要量、構想を実現するための施策等) |
| 2 | 医療審議会医療体制部会 (素案検討、現行医療計画の見直し(注)) ↓ パブコメ・関係団体等への意見聴取 | 素案について構成員へ文書照会 |
| 3 | 医療審議会(答申) ↓ 公示(地域医療構想、基準病床数) | |

(注) 現行医療計画のうち基準病床数が今年度で期間を終了するため、次期医療計画を策定するまでの2年間(平成28~29年度)の基準病床数を設定する。